

岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和5年12月26日(火) 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
* ^ + 7 + - 2 + - 2 - 1 + 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 1 + - 2 - 2 - 1 + 2 - 1 + 2 - 2 - 1 + 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2	マルケントンナケーブ	1.#* 4.*7	内線 9137
議会事務局議事調査課	政策法務係	古藤一綾乃	直通 058-272-8719 FAX 058-278-2802

「岐阜県ケアラー支援条例(案)」に対する 県民意見募集(パブリック・コメント)について

県議会では、ケアに伴う過度な精神的、身体的及び経済的負担により、日常生活に困難を抱えているケアラーが、社会的に孤立せず、安心して暮らすことができるよう、社会全体で支援する仕組みを構築するため、議員提案による条例の制定に向け検討を進めてきたところです。

このたび、条例案がまとまりましたので、県民の皆様からのご意見を募集いたします。

※「岐阜県ケアラー支援条例(案)」におけるケアラーの定義

ケアラーとは、心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族 その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行う者のことを いいます。そのうち、18歳未満の者をヤングケアラーといいます。

記

1 意見の募集対象

「岐阜県ケアラー支援条例(案)」

2 意見の募集期間

令和5年12月27日(水)から令和6年1月25日(木)まで ※郵送の場合は1月25日消印有効、FAX・電子メールの場合は1月25日必着

3 条例(案)の閲覧方法

(1) インターネット(岐阜県議会ホームページ)

岐阜県議会 web 検索

岐阜県議会トップページ(新着情報) > 岐阜県ケアラー支援条例(案)に対する県民意見 (パブリック・コメント)

https://www.pref.gifu.lg.jp/site/gikai/335377.html

(2) 印刷物

- ・県庁(1階 情報公開・行政相談窓口前)
- · 県議会棟(2階 議会事務局議事調査課)
- ・各県事務所(西濃、揖斐、中濃、可茂、東濃西部、恵那、飛騨の各総合庁舎) ※閲覧時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日、年末年始(12月29日~ 1月3日)を除く)

4 意見の提出方法

「意見提出用紙」に、住所、氏名(団体、企業の場合はその名称及び担当者の氏名)、連絡 先を明記し、郵送、FAX、電子メールのいずれかの方法で、「岐阜県議会事務局議事調査課」 へ提出してください。

岐阜県議会事務局 議事調査課 政策法務係 行

・郵送:〒500-8570 (専用郵便番号のため住所の記載は不要)

 \cdot FAX: 058-278-2802

・電子メール: c12160@pref. gifu. lg. jp

【留意事項等】

- ・メールの場合は件名を<u>「岐阜県ケアラー支援条例(案)に対する意見」</u>としてください(郵送の場合は、封筒に件名を記入してください)。
- 「意見提出用紙」は、岐阜県議会ホームページ、もしくは閲覧場所において入手できます。
- ・連絡先は、提出いただいたご意見の内容に不明な点があった場合等の確認のため使用します。
- ・電話又は口頭によるご意見の提出は、ご遠慮ください。また、ご意見に対する個別の回答はい たしかねますので、ご了承ください。
- ・ご意見は、日本語で記載してください。
- ・提出いただいたご意見は、住所、氏名、連絡先を除き、公表させていただく場合があります。
- ・個人情報につきましては、岐阜県議会の保有する個人情報の保護に関する条例に基づき適正に 管理します。

5 問い合わせ先

岐阜県議会事務局議事調査課政策法務係

受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日、年末年始(12月29日~1月

3日) を除く)

電話番号: 058-272-8719 F A X: 058-278-2802